

平成30年第3回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成30年5月8日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	5月8日午前10時4分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史                      2 番 城 内 敏 之</p> <p>3 番 井 戸 太 郎                      4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮                      8 番 山 田 仁 樹</p> <p>9 番 高 幣 幸 生                      1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 1 番 下 中 一 郎                      1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長                      岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者                      橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長                      大 浦 孝 夫</p> <p>総 務 防 災 課 長                      瓜 生 浩 章</p> <p>税 務 課 長                      山 口 繁 雄</p> <p>住 民 生 活 課 長                      中 村 九 啓</p> <p>健 康 保 険 課 長                      辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長                      今 田 良 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長                      西 岡 勝 三</p> <p>都 市 建 設 課 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長                      松 村 嘉 容</p> <p>上 下 水 道 課 長                      島 野 千 洋</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長                      上 田 昌 弘</p> <p>主 幹                      高 橋 恭 世</p> <p>書 記                      和 田 里 絵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報 告 第 6 号 議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について）</p> <p>報 告 第 7 号 議会の委任による専決処分の報告について （平群町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について）</p>

<p>町長提出議案 の 題 目</p>	<p>承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて （平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）</p> <p>議案第 2 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 2 6 号 平群町税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 2 7 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 2 8 号 平群町都市公園条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 2 9 号 平群北小学校空調設備整備工事の請負契約の締結について</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 9 番 高 幣 幸 生 1 0 番 窪 和 子</p>

平成30年第3回（5月）

平群町議会臨時会議事日程（第1号）

平成30年5月8日（火）

午前10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程第2  |        | 会期の決定について   |
| 日程第3  |        | 諸般の報告   |
| 日程第4  | 報告第6号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>（和解及び損害賠償の額の決定について）  |
| 日程第5  | 報告第7号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>（平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業<br>の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条<br>例について） |
| 日程第6  | 承認第2号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>（平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す<br>る条例について）                             |
| 日程第7  | 議案第25号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関す<br>る条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第8  | 議案第26号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第9  | 議案第27号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ<br>いて  |
| 日程第10 | 議案第28号 | 平群町都市公園条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第11 | 議案第29号 | 平群北小学校空調設備整備工事の請負契約の締結につ<br>いて  |
| 日程第12 |        | 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について  |

平成 3 0 年 第 3 回 ( 5 月 )

平群町議会臨時会追加議事日程

(第 1 号の追加)

追加日程第 1	議長辞職の件
追加日程第 2	議長の選挙
追加日程第 3	副議長辞職の件
追加日程第 4	副議長の選挙
追加日程第 5	特別委員会の委員の辞任許可について
追加日程第 6	特別委員会の委員の選任について

開 会 （午前10時04分）

○議 長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成30年平群町議会第3回臨時会を開会いたします。

町長、召集の御挨拶をお願いいたします。

○町 長

皆さん、おはようございます。

平群の山々の新緑が夏を思わせる日差しに映え、鮮やかな色づきを見せる季節となりました。

本日は、平成30年第3回の臨時議会を招集いたしましたところ、公私御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

4月3日に開催いたしました臨時議会から本日までの、町の主な出来事について御報告申し上げます。

4月は入学の季節でありました。町内の各学校や、両こども園において、入学式、入園式が行われました。児童・生徒の皆さんの健やかな成長とこれからの活躍をお祈り申し上げます。

4月22日に春の環境愛護デーを実施いたしました。当初の予定より1週間順延しての実施でしたが、住民協働の取り組みとして、町民の皆様と町職員により、町内全体の清掃活動を行い、住環境の美化に努めました。

4月29日には、平群町の一大イベントである第9回へぐり時代祭りを開催いたしました。天候にも恵まれ、過去最高の1万8,000人の来場者が町内外よりお見えになり、大盛況となりました。平群の歴史に思いをよせ、折々の衣装に身を包んだ歴史上の人物の時代行列は勇壮であり、沿道の見物客の方々にも楽しんでいただきました。また、メイン会場であるくまがしステーションにおいては、さまざまな団体の御協力により、たくさんの模擬店出店がありました。須崎市観光協会のカツオのわら焼きたたきの販売、和歌山県那智勝浦町のマグロバーガーの販売などが行われ、大変好評を得ました。実行委員会の皆様はじめ、各種参加団体、協力団体、企業の皆様、ボランティアスタッフ、関係各位の皆様には、改めて心から感謝を申し上げます。

次に、(仮称)平群町文化センター図書館建設事業についてであります。平成30年度当初予算、並びに4月3日の臨時議会におきましても、関連事業に対します補正予算を可決いただき、今年度の早い時期に建設工事に本格的に着手すべく、取り組んでいるところでございます。このことを踏まえ、来たる5月

19日に文化センター図書館建設事業の設計方針や、計画概要、配置計画など、具体的な建築内容と建設後の町財政の見通しについて、住民説明会を開催いたします。本臨時議会におきましては、議会の委任による専決処分の報告案件が2件、専決処分承認の案件が1件、条例改正の案件が4件、工事請負契約の議決案件が1件、計8件の議案を上程いたしております。慎重にご審議を賜り、いずれの案件も原案どおり承認・可決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより、本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本臨時会の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程表の報告を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により9番、高幣君、10番、窪君を指名いたします。本臨時会の会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

続きますして

日程第3 諸般の報告を行います。

町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、私のほうから平成30年度一般会計の予備費の充用につきまして、1件ご報告をさせていただきます。

4月9日付で、職員組合との法律事務に係る弁護士費用として、報償費が不足することにより、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に33万4,000円を充用しております。その結果、予備費の当初予算額2,604万7,000円に対し、執行率は1.3%であり、残額は2,571万3,000円となっております。

以上、御報告いたします。

○議長

以上で、諸般の報告は終わります。

続きまして、

日程第4 報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは

報告第6号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月8日報告

平群町長 岩崎 万勉

1枚めくっていただきまして、専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により規定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月28日

平群町長 岩崎 万勉

末尾に、めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年3月8日午後0時40分ごろ、平群北小学校の給食配膳室前スペースにて、突風にあおられた給食ワゴンが職員駐車スペースに向かって滑り、駐車中の相手車に接触し、損害を与えた件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 9万9,576円

これにつきましては、テールランプ及びバンパーの一部破損による損害賠償でございます。主管課は教育委員会総務課でございます。

以上でございます。

○議長

続きますして

日程第5 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について

(平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)

の報告を求めます。福祉課長。

○福祉課長

それでは、報告第7号でございます。

報告第7号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月8日報告

平群町長 岩崎万勉

次めくっていただきまして、専決処分書

平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年4月17日

平群町長 岩崎万勉

次めくっていただきまして

平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年12月平群町条例第28号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月17日

平群町長 岩崎万勉

次おめくりをお願いします。

提案理由でございます。



この条例は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正により生ずる条項ずれに対応するため本条例の一部を改正するものである。

それでは、別とじの概要でご説明させていただきます。要旨につきましては、提案理由のとおりでございます。

内容でございます。

1つ目としまして、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、略称として、認定こども園法の一部改正がございました。平成30年4月1日施行でございます。この法律の第3条中第7項が新設されまして、第7項が8項に、8項が9項にずれております。また第10項が新設されまして、9項が第11項に条項ずれしております。記載しておりませんが、この条項の新設、条項ずれにつきましては、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を今まで都道府県知事が認定していたものを、政令指定都市に権限委譲されたことにより改正されたものでございまして、このことによりまして平群町に直接影響はございません。

2としまして、平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第16条第1項第2号中におきまして、先ほど言いましたように、引用法令の条項ずれが生じたために、同条第9項を同条第11項に改めるものでございます。附則といたしまして、交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長

続きますして

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

承認第2号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

これ、何で専決処分になったのか、その理由、説明してください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

当初3月31日付で専決処分をさせていただき、4月1日付で施行するというのが本来でございましたけども、ちょっと事務手続の関係でおくれたことがありまして、今回4月6日付で専決処分はさせていただいたということでございます。

○議長

山口君。

○7番

3月定例会に間に合わなかったんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それも若干のちょっと調整が必要でしたんで、間に合わなかったということでございます。

○議長

山口君。

○7番

国のほうは、2月6日に政令変えてるでしょう。十分時間あったはずだし、その前に、昨年定例会で一般職員の分については、要するにその配偶者とその他の扶養者の比率を変えるというのが、29、30年2年にわたってやるというふうになってましたよね。それに伴うもんということだと思えるんですけども、もうちょっとそういうのはきちっと、本来定例会で出せるものはきちっとそういうふうにしないと、例えば国会のほうがぎりぎりになって決まったというんならまだしも、2月6日にもう政令で決まってるものをなぜ今ごろまで、ましてや、その間に2回も議会あったということであれば、ちょっとその辺はやっぱりきちっとすべきだというふうに思いますので、その点は指摘しておきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、承認第2号について採決を行います。本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きますして

日程第7 議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第25号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。これより議案第25号について採決を行います。本案は原案のとおり可決したいと思いますが、

異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第8 議案第26号 平群町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第26号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。これより議案第26号について採決を行います。本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号平群町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第9 議案第27号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第27号 提案理由説明。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

毎年限度額の引き上げということ、平群町はこれ、来年度から実施ということになりますから、今年度直接じゃないですけども、この限度額引き上げによる影響額、それと軽減の2割、5割が若干対象者拡充になるということで、これについてもですね、影響額と、それからこのことによって当然対象世帯数が2割と5割についてはふえると思うんですね。それについて、今、決算出るのは28年度までですから、28年度決算ベースでもいいですから、その辺の説明をしていただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問にお答えします。29年の7月データによる試算でございますけども、医療分で4万円引き上げの分ですね、それにつきまして17世帯が減ります。472万3,000円の減になるということの試算でございます。今回医療分だけでございますので、それだけの変更でございます。

それから、軽減でございますけども、5割軽減につきましては、6世帯がふえて13人がふえるということでございます。

軽減の増加額ですけども、38万3,000円程度を見込んでおります。2割軽減でございますけども、8世帯がふえまして19人がふえるということで、軽減の増加額は21万8,000円程度の増と見込んでおります。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

29年7月データということですけど、その29年7月の加入者数と、既に今30年5月ですけども、3月31日でもいいですけど、相当乖離があるでしょう。3月議会でもいろいろ議論になりましたけど、人数全然違うから、その

辺は大分変わると思うんですよね。それと今、軽減論については38万と21万で、ざっと60万ぐらいになります。これについても相当変わってくると思うんです。何が言いたいかというと、要するに、上限、上げる分については平群町の国保会計の収入にはなりません。軽減のほうは、もちろん収入減る分については、国・県一般会計から補填ありますから、町の国保会計には全く関係ないわけですが、一般会計のほうに関係してきますよね。その辺も含めて、毎年毎年、この軽減についても最近国のほうは拡充してる。いいことではあるんですが、それだけ国保税が高いから、低所得の人がほんとに払いにくくなってる裏返しだというふうに思うんですけれども、そのついでに聞きますけど、5月31日の出納閉鎖を待たないと、当然国保会計、一般会計もそうですし、自治体会計については決算出てきませんけれども、今の時点で、国保会計の29年度決算についてはどのように見ておられるのか、もし今資料をお持ちでしたら説明していただければなと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

間もなく出納閉鎖がやってきますので、ほぼ大体の数字で申しわけないんですけど、大体の数字ということで御理解いただきたいんですけども、約2,700万円程度の黒字になるかと思っております。それで、実質単年度では1億4,000万程度ですか、ということの推測しております。

○議 長

山口君。

○7 番

去年の28年度決算が1億1,400万の赤字でした。今、まだ確定はしてないけれども、この時期に来てだったらそんなに動かないと思っておりますが、3月議会の議論では1,400万円程度の赤字だという話でしたよね。それが一転して黒字になって、新しい国保制度のもとで、1.6倍の値上げが功を奏して黒字になったと。値上げしたときの年がもう全然狂ってるわけですから、2億5,000万あった赤字が、要するに1回の値上げで、2億5,000万の赤字が29年度末、30年度当初で残ると言っていたのが、1回の値上げで解消したということなんですよ。ここで議論する議題じゃないので、質問はしませんけれども、町長、よく考えていただきたい。もうとにかく目先のことばかり考えて、住民の暮らしのことは全く考えずに値上げした結果がこれですよ。何でも目先だけでは駄目なんですよ。やっぱり十分考えてやっていただかないと、そのことだけは、国保会計の決算が黒字になったと聞いて非常に強く思いました。

ので、一言申し述べておきます。

答弁は結構です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。これより議案第27号について採決を行います。本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第27号平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第10 議案第28号 平群町都市公園条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第28号 提案理由説明。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

それでは、都市公園、平群町2カ所あると思うんですけども、今の運動施設の割合がわかれば。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

運動施設の割合です。まず、中央公園ですが、全体の敷地面積が7万平米、あと公園、体育施設としておりますが、サブグラウンドも含めまして、1万5,590平米ございます。率としては22.27%となっております。北公園につきましても、敷地全体面積が1万4,000平米、公園、体育施設としてはテニスコートのみで1,450平米で、比率としては10.35%という状況になっております。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。これより議案第28号について採決を行います。本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第28号平群町都市公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第11 議案第29号 平群北小学校空調設備整備工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。



○教育委員会総務課長

議案第29号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

予算いくらでしたか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

予算、設計金額でよろしいでしょうか。予算ですか、はい。予算につきましては、工事請負費で整備工事5,984万円でございます。

○議長

ほかございませんか。森田君。

○4番

これは今聞くのがおかしいかどうかわかりませんが、マルチでやっておられると思うんですけども、屋外機を1台で何カ所か室内機でやっておられるんじゃないかなと思うんですけども、そうじゃないんでしょうか。

それが1つと、ここの屋外工事というのは空調工事にそぐわないと思うんですけども、どういうものをやる予定にされておられるんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

工事関係でございますけれども、屋外の外構の設備工事等のことでございますでしょうか。それ以外の施設の既設の暖房ボイラーの機器の撤去工事等もございます。そして、また外構設備工事につきましては、キュービクルの基礎工事と変電の電圧を囲むフェンスの改修工事等々になっております。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。これより議案第29号について採決を行います。本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第29号 平群北小学校空調設備整備工事の請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時54分)

再 開 (午前11時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

私は議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

お諮りします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。それでは、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長辞職の件を議題とし、副議長と交代をします。

議長退席、副議長着席

○副議長

私事で恐縮ですけども、議員となっていきなりその日に議長をさせられました、今またくしくも議長をさせてもらうことになりました。よろしく申し上げます。

それでは、本題に戻ります。

審議を続行いたします。

本件につきましては山田君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により、山田君の退席を求めます。

山田仁樹議員退場

○副議長

辞職願を朗読していただきます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

辞職願

平成30年5月8日

平群町議会副議長 城内敏之 殿

平群町議会議長 山田仁樹

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長

お諮りします。

山田仁樹君の議長の辞職を許可することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、山田君の議長の辞職を許可することに決定しました。

山田君に入場していただいて、御挨拶を受けます。

山田仁樹議員入場

○ 8 番

昨年5月に議長に就任以来、皆様方におかれましては大変御理解と御協力をいただきまして、大過なく議長の要職を務めることができました。振り返ってみますと、平群町の議会議長と同時に、生駒郡議長会会長、また西和広域圏市町村圏議長会会長という要職も同時に賜りまして、いろいろな経験、勉強もさせていただく機会をいただきました。今後は一議員として、皆様とともに平群町の発展のために、頑張っていきたいと思っております。重ねまして、この1年間の皆さんのいろいろな協力に対しまして、お礼を申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っております。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いします。

「投票」の声あり

○副議長

投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖してください。

議場閉鎖

○副議長

ただいまの出席議員は12人であります。会議規則第32条第2項の規定に

より、立会人に山本君及び植田君を指名いたします。  
投票用紙を配付いたします。  
念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。  
配付をお願いします。

#### 投票用紙配付

○副議長

配付漏れはございませんか。

「なし」の声あり

○副議長

配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検してください。

#### 投票箱点検

○副議長

異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

#### 局長の点呼により順次投票

○副議長

念のためにお聞きします。投票漏れはございませんね。

「なし」の声あり

○副議長

投票漏れなしと認めます。  
投票を終了します。  
開票を行います。山本君、植田君、開票の立ち会いをお願いします。

## 開票

### ○副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 11 票、無効投票 1 票、白票 1 票です。

有効投票のうち、森田君 6 票、下中君 5 票、以上のおりであります。

この法定得票数は 3 票であります。よって、森田君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

## 議場開鎖

### ○副議長

ただいま議長に当選されました森田君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

この際、各位に報告いたします。議長は王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会の議員及び、王寺周辺広域市町村圏協議会の委員にもただいま就任されました。

議長就任の御挨拶がございます。

### ○議長

皆さん、どうも御選任いただきましてありがとうございます。これからですね、今、より一層議会としてですね、説明責任を果たす議会、議論する議会、政策提案する議会を目指して皆様の議員各位の御協力をいただいて、平群町発展のために頑張っていく所存でございますので、何とぞ御協力、御支援賜りますようお願い申し上げます。

本当にありがとうございます。

### ○副議長

議長章の授与を行います。

事務局より議長章授与

### ○副議長

議長、議長席に着席をお願いします。

新議長着席

○議 長

それでは、審議を続行いたします。

副議長の城内君から辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を追加日程とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを決定しました。

続きまして

追加日程第3 副議長辞職の件を議題といたします。

本件につきましては、城内君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により城内君の退席を求めます。

城内敏之議員退場

○議 長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

辞職願

平成30年5月8日

平群町議会議長 森 田 勝 殿

平群町議会副議長 城 内 敏 之

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

お諮りします。

城内敏之君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、城内君の副議長の辞職を許可することを決定しました。

城内君に入場いただき、御挨拶を受けたいと思います。城内君、入場をお願いします。

城内敏之議員入場

○議長

城内さん、御挨拶をお願いします。

○2番

こういうことは慣れてませんので、すいません。ちょっと文章を読ませていただきます。副議長を退任するに当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。昨年5月の臨時議会におきまして、多くの議員諸氏の御推挙によりまして、未熟ながら副議長に就任させていただきました。以降、本日までの就任中には岩崎町長をはじめ、各理事者の皆様には大変手厚い御指導と御協力をいただき、この職責を全うすることができました。まことにありがとうございました。

また、議席におきましては、全ての方々が私の先輩として、ややもすれば変な方向に飛び出しかねない私を、先輩として時には厳しく、時には温情を示していただき、1期目の私を支えていただきました。議場離れば敵も味方もないといろいろなことを教えてくださいました。今回大過なく退任できますことは、今述べましたとおり、皆さんのおかげであったと深く感謝しております。

これからは、この貴重な体験を無駄にすることなく、さらなる活躍をして、皆様の御期待に添えるよう頑張り、町政の発展の一助になりたいと思っております。今後ともよろしく御指導、御鞭撻をお願いして、退任の御挨拶とさせていただきます。1年間まことにありがとうございました。

○議長

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり



○議 長

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことを決定しました。

続きまして

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法で行うか御審議をお願いします。

「投票」の声あり

○議 長

投票の声がありました。投票という意見が出ておりますので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○議 長

ただいまの出席議員は12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に稲月君及び窪君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。

投票用紙配付

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

## 投票箱点検

○議長

異状なしと認めます。

直ちに今から投票を行います。

事務局長から議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

## 局長の点呼により順次投票

○議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。稲月君及び窪君、開票の立ち会いをお願いします。

## 開票

○議長

選挙の結果を報告いたします。投票総数12票、有効投票12票、無効票ゼロ、有効投票のうち山本君が6票、山口君が5票、井戸君が1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、山本君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

## 議場開鎖

○議長

ただいま副議長に当選されました山本君が議場におられます。会議規則第3

3条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長就任の挨拶がございます。山本君。

○副議長

ただいま副議長に任命されました山本隆史でございます。非常に重責を与えられたことについて、大変感激しているのと同時に、またその重責を非常に痛感しております。今我が国のほうでは、地方分権そして地方創生といろいろ言われておりますが、この二元代表制の一翼を担う平群町議会としましては、より一層住民様の声に耳を傾け、そして議会で議論、それから提案していくことが何よりの行政をスピーディに進めていく方策だと思います。そして、透明性のある、そして公明正大な公平な議会を運営していくことを私は気にとめながら、副議長という責任を全うしてまいりたいと思いますので、この1年間よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長

ありがとうございます。議長あてに各特別委員会の委員から、辞任願が提出されております。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを決定します。

続きますして

追加日程第5 特別委員会の委員の辞任許可についてを議題とします。

お諮りします。

各特別委員会の委員の辞任を許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員の辞任を許可することを

決定しました。

ただいま特別委員会の委員が欠員となりました。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを決定しました。

続きます

追加日程第6 特別委員会の委員の選任について及び

日程第7 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任についてを会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

ただいま議題となりました各委員の選任方法について、どのような方法で選任すればよいのか御審議をお願いします。

「議長一任」の声あり

○議長

議長一任という声がありますので、議長のほうから選考委員を指名したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

「選考委員会で」の声あり

○議長

選考委員会での声がありますので、議長のほうから選考委員を指名したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議長

それでは、異議なしと認めます。選考委員には私と副議長の山本君、それと前議長の山田君、前副議長の城内君をもって選考委員に選任したいと思います

が、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。

よろしく願いいたします。

それでは、委員会構成もありますので、1時30分まで休憩といたします。

(ブー)

休 憩 (午後 1 1 時 4 9 分)

再 開 (午後 1 3 時 3 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(ブー)

○議 長

各委員の選任については委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。休憩中、選考委員会を開催し、協議していただきました常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の所属を決定いたしましたので、御報告いたします。既に名簿を配付しております。

それでは、局長のほうから報告いたします。局長、お願いします。

○局 長

それでは、お手元に配付させていただきました名簿に基づきまして御報告を申し上げます。敬称は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

総務建設委員会、委員長に窪和子議員、副委員長に城内敏之議員、委員には森田勝議員、山口昌亮議員、山田仁樹議員、馬本隆夫議員。

文教厚生委員会、委員長に井戸太郎議員、副委員長に稲月敏子議員、委員には山本隆史議員、植田いずみ議員、高幣幸生議員、下中一郎議員。

下水道事業特別委員会、委員長に植田いずみ議員、副委員長に山田仁樹議員、委員には稲月敏子議員、高幣幸生議員、下中一郎議員、馬本隆夫議員。

駅周辺整備事業特別委員会、委員長に山田仁樹議員、副委員長に山口昌亮議員、委員には城内敏之議員、森田勝議員、高幣幸生議員、下中一郎議員。

財政検討特別委員会、委員長に馬本隆夫議員、副委員長に窪和子議員、委員には山本隆史議員、植田いずみ議員、山口昌亮議員、山田仁樹議員。

議会改革特別委員会、委員長に高幣幸生議員、副委員長に井戸太郎議員、委員には山本隆史議員、森田勝議員、山口昌亮議員、山田仁樹議員。

公共交通対策特別委員会、委員長に下中一郎議員、副委員長に植田いずみ議員、委員には井戸太郎議員、稲月敏子議員、窪和子議員、馬本隆夫議員。

議会運営委員会、委員長に山口昌亮議員、副委員長に高幣幸生議員、委員には城内敏之議員、井戸太郎議員、植田いずみ議員、窪和子議員。

議会だより編集委員会、委員長に山口昌亮議員、副委員長に高幣幸生議員、委員には城内敏之議員、井戸太郎議員、植田いずみ議員、窪和子議員でございます。

以上でございます。

○議長

ただいま局長から報告いたしました各委員会の委員の選任については、以上のように指名いたします。御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの委員長、副委員長、委員に選任することを決定いたしました。

次に、任期満了に伴います清掃センター運営審議会委員及び介護保険運営協議会委員を報告申し上げます。

まず、清掃センター運営審議会委員4名でございますが、議長の森田、山口君、下中君、馬本君。

続いて、介護保険運営協議会委員2名を井戸君、稲月君を指名いたします。

以上で報告を終わります。

○議長

以上で、本臨時会に付議された件について全て終了いたしました。これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たって御挨拶をお願いします。町長。

○町長

お疲れさまでございました。

本日は、上程させていただきました案件につきまして慎重審議いただき、全て承認・可決を賜り、まことにありがとうございます。

本年度は駅周辺整備事業の最終年であり、文化センター図書館建設事業の工事着手の年でもございます。駅前の風景が大きく変わり、バイパス沿線の活況とあわせて、平群町が将来に向けて飛躍しようとしていることが感じられることとございます。皆さんの力でそういう夢のある1年にしていいただければと思っております。

議員各位におかれましては、どうぞ平群町の明るい未来のために、これからも御指導、御鞭撻くださいますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

これをもって平成30年平群町議会第3回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 2時36分)